



### 温泉分析書 (鉱泉分析試験による分析成績)

1. 分析申請者  
熱海市中央町1番1号  
熱海市長 齊藤 栄

2. 源泉名及び採水地  
6源泉の混合泉を貯湯槽にて採水  
源泉名:熱海219号第1湯, 熱海238号第2湯,  
熱海218号古河湯, 熱海242号一ふじ湯,  
熱海241号第2野中山湯, 熱海178号坂本湯  
源泉詳細(源泉名, 湧出地)は別紙に記載  
採水地:熱海市渚町346-7 渚湯貯湯槽

3. 湧出地における調査及び試験成績  
(1)調査及び試験者 東邦化工建設株式会社 三島分析センター  
小澤 浩一, 白砂 直樹  
(2)調査及び試験年月日 平成24年11月19日  
(3)泉温 73.3℃ (調査時における気温16℃)  
(4)湧出量 源泉詳細(湧出量, 湧出状況)は別紙に記載  
(5)知覚的試験 殆ど無色, 透明, 弱塩味, 弱苦味, 無臭, 無臭  
ガス発生なし  
(6)pH値 7.9  
(7)電気伝導率 1289 mS/m

4. 試験室における試験成績  
(1)試験者 東邦化工建設株式会社 三島分析センター  
小澤 浩一, 池谷 麻衣子  
(2)分析終了年月日 平成24年11月28日  
(3)知覚的試験 殆ど無色, 透明, 弱塩味, 弱苦味, 無臭(試料採水24時間後)  
(4)密度 1.0036 (20℃/4℃)  
(5)pH値 7.87 (22℃)  
(6)蒸発残留物 7.913 g/kg (180℃)

#### 5. 試料1kg中の成分・分量及び組成

(1)陽イオン				(2)陰イオン			
成分	ミリグラム (mg/kg)	ミリバール (mval/kg)	ミリバール% (mval%)	成分	ミリグラム (mg/kg)	ミリバール (mval/kg)	ミリバール% (mval%)
ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )	1669	72.60	57.45	塩化物イオン(Cl <sup>-</sup> )	4298	121.23	95.13
カリウムイオン(K <sup>+</sup> )	151.9	3.89	3.08	臭化物イオン(Br <sup>-</sup> )	14.0	0.18	0.14
マグネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )	0.8	0.07	0.06	硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )	271.8	5.68	4.44
カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )	988.0	49.80	39.41	炭酸水素イオン(HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )	22.0	0.38	0.28
陽イオン計	2820	126.36	100	陰イオン計	4606	127.43	100

(3)遊離成分			(4)その他微量成分			
非解離成分	ミリグラム (mg/kg)	ミリモル (mmol/kg)	成分	ミリグラム (mg/kg)	成分	ミリグラム (mg/kg)
メタケイ酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	235.8	3.02	鉄(II)イオン(Fe <sup>2+</sup> )	<0.05	アルミニウムイオン(Al <sup>3+</sup> )	<0.05
メタホウ酸(HBO <sub>2</sub> )	20.7	0.47	鉄(III)イオン(Fe <sup>3+</sup> )	<0.05	水酸化物イオン(OH <sup>-</sup> )	<0.1
メタ亜硫酸(HAsO <sub>2</sub> )	0.2	0.00	銅イオン(Cu <sup>2+</sup> )	<0.04	総リン酸総リン(T-P)	0.06
非解離成分計	256.7	3.49	マンガンイオン(Mn <sup>2+</sup> )	<0.03	ヨウ化物イオン(I <sup>-</sup> )	<0.05

溶存物質(ガス性のものを除く) 7.682 g/kg 成分総計 7.682 g/kg

6. 泉質  
ナトリウム・カルシウム一塩化物温泉(低張性, 弱アルカリ性, 高温泉)

7. 禁忌症, 適応症等 別紙による  
平成24年12月17日  
温泉登録分析機関 静岡県第4号  
静岡県東部環境センター第234  
東邦化工建設株式会社 三島分析センター長付 鈴木 孝典

#### 温泉利用(浴用)に当たっての注意

温泉登録分析機関 静岡県第4号  
東邦化工建設(株)三島分析センター  
平成24年 12月 17日

泉 質 ナトリウム・カルシウム一塩化物温泉  
(低張性・弱アルカリ性・高温泉)

この温泉を公共の浴用に供する場合には、温泉法、同施行規則及び静岡県温泉法施行細則により温泉利用許可を必要とします。  
また、温泉成分等の掲示については、あらかじめ保健所長に届出し、掲示内容の決定を受けなければなりません。  
(既に温泉の利用許可を受けている方も保健所の温泉担当者に相談して下さい。)

一般的な温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意は次のとおりです。

#### I 禁忌症と適応症

温泉の医浴効用は、その温度その他の物理的因子、化学的成分、温泉地の地勢、気候、利用者の生活状態の変化その他諸般の総合作用に対する生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難ですが、一般的には、本温泉の禁忌症と適応症は概ね次のとおりです。

#### 1 禁忌症(浴用)

- (1) 一般的禁忌症
  - 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病(ただし、高温浴(42℃以上)の場合)、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、高度の動脈硬化症(ただし、高温浴の場合)、高血圧症(ただし、高温浴の場合)、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)

#### 2 適応症(浴用)

- (1) 一般的適応症
  - 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進
- (2) 泉質別適応症
  - きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

#### II 浴用上の注意

温泉には老化現象が認められ、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があると言われていますが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって疾病に不利に働く場合があります。従って、浴用上の注意事項は次のとおりです。

- 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日あたり1回程度とすること。その後は1日あたり2回ないし3回までとすること。
- 温泉療養のための必要期間は、概ね2ないし3週間を適当とすること。
- 温泉療養開始後、概ね3日ないし1週間後に湯あたり(湯さわり又は浴場反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- 以上の他、入浴には次の諸点について注意すること。
  - 入浴時間は入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
  - 入浴中は一般に安静を守る(運動浴の場合を除く)。
  - 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起しやすいため)、逆に、浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。
  - 入浴後は、湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
  - 熱い温泉に急に入るとめまい等を起すことがあるので十分注意をする。
  - 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
  - 飲酒しての入浴は特に注意する。

#### (注) 飲用について

温泉飲用に当たっては、細菌検査及びその他の有害物質等の分析検査を実施し、衛生状態の確認が必要です。  
詳しくは、保健所に相談して下さい。

#### 別紙(混合泉詳細)

源泉名	湧出地	泉温 (℃)	湧出量 (L/min)	湧出状況
熱海219号 第1湯	熱海市渚町346-11	62.9	52.8	動力3.7kW, エアリフトポンプ
熱海238号 第2湯	熱海市渚町343-9	51.0	24.0	動力3.7kW, エアリフトポンプ
熱海218号 古河湯	熱海市咲見町1998-12	91.7	30.3	動力3.7kW, エアリフトポンプ
熱海242号 一ふじ湯	熱海市咲見町213-14	91.8	157	動力7.6kW, エアリフトポンプ
熱海241号 第2野中山湯	熱海市咲見町2002-48	88.5	36.6	動力5.5kW, エアリフトポンプ
熱海178号 坂本湯	熱海市咲見町485-6	91.0	16.9	動力3.7kW, エアリフトポンプ

(泉温及び湧出量は平成24年2月の実測値に依る)

#### 別紙(用紙 日本工業規格A4縦型)

1 源泉名 混合泉	2 温泉の泉質 ナトリウム・カルシウム一塩化物温泉 (低張性・弱アルカリ性・高温泉)
3 温泉の温度 73.3℃	4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度 41.0℃
5 温泉の成分 温泉分析書のとおり	
6 温泉の成分の分析年月日 平成24年11月28日	7 登録分析機関の名称及び登録番号 名称 東邦化工建設株式会社 番号 静岡県 第4号
8 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 加水の有無 有 加水の理由 温度調整のため	
9 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由 加温の有無 有 加温の理由 温度調整のため	
10 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由 ろ過の有無 有 ろ過の理由 浴槽を衛生的に保つため	
11 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判断することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由 入浴剤の使用の有無 無 入浴剤の名称 入浴剤の使用の理由 消毒の有無 有 消毒の方法 ろ過等の過程で塩素を注入する 消毒の理由 県条例等の基準を満たすため	
12 浴用又は飲用の禁忌症 温泉分析書のとおり	
13 浴用又は飲用の方法及び注意 温泉分析書のとおり	